（土地の形質の変更の例外）

第四十三条の二　一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の要措置区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第四十四条　第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号ロの確認をするものとする。

4　都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5　都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第四十五条　第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければならない。

一　（略）

二　土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地

三～六　（略）

七　土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

八　事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第三号の確認をするものとする。

一　当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。

二　当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三　（略）

（新規）

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第四十四条　前条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第一号ロの確認をするものとする。

4　都道府県知事は、前条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5　都道府県知事は、前条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第四十五条　第四十三条第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書を提出しなければならない。

一　（略）

二　土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地

三～六　（略）

（新規）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。

一　当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。

二　当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三　（略）